

防整技第9283号
令和元年10月30日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

設備工事及び通信工事に係る特記仕様書作成の手引について（通知）

標記について、別冊のとおり定め、令和元年11月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用することとしたので通知する。

なお、設備工事及び通信工事に係る特記仕様書作成の手引について（防整技第14196号。29.9.26）は、令和元年10月31日限りで廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長

防整技第9283号（令和元年10月30日）別冊

設備工事及び通信工事に係る特記仕様書作成の手引

令和元年10月

整備計画局 施設技術管理官

目 次

第1 総 則

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	用語の定義	1
4	特記仕様書の構成	3
5	特記仕様書の標準書式	4
6	一般的な留意事項	4

第2 記載要領

1	工事名	1 1
2	工事場所	1 1
3	工期	1 1
4	工事概要	1 1
5	一般事項	1 1
6	入門手続等	1 1
7	施工図等	1 2
8	事業監理業務	1 2
9	施工確認	1 2
10	工事現場管理	1 2
11	作業時間	1 2
12	提出書類等	1 3
13	その他の工事条件	1 3
14	寄託品を取扱う場合の記載上の留意事項	1 3
15	共通費実態調査	1 3

第3 特記仕様書記載例

1 5

第1 総 則

1 目的

設備工事及び通信工事に係る特記仕様書作成の手引(以下「本手引」という。)は、特記仕様書の標準化及び統一を図るとともに、特記仕様書の契約上の位置付けを明らかにし、特記仕様書を作成するために必要な標準事項を定めることによって、建設工事(工事の実施細目について(防整技第7167号。28.3.31)別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の円滑な執行と業務の効率的な処理に資することを目的とする。

特記仕様書の作成者は、建設工事請負契約書、事業監理業務委託契約書、事業監理業務委託共通仕様書、標準仕様書等を熟知した上で特記仕様書の作成に当たなければならない。

2 適用範囲

本手引は、防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)が発注する自衛隊施設及び在日米軍施設の建設工事に係る設備工事及び通信工事の特記仕様書の作成に当たり適用するものとする。

3 用語の定義

本手引において用いる用語の定義は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版1.1.2及び公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版1.1.2に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) 「監督官」とは、工事監督の実施細目について(防整技第7165号。28.3.31)に規定する工事監督官、主任工事監督官、総括主任工事監督官及び統括工事監督官をいう。
- (2) 「契約図書」とは、建設工事請負契約書及び設計図書をいう。
- (3) 「設計図書」とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、別冊の図面及び標準仕様書等をいう。

なお、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次による。

- ア 質問回答書(イからオまでに対するもの。)
- イ 現場説明書
- ウ 特記仕様書
- エ 別冊の図面
- オ 標準仕様書等

- (4) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質疑に対して発注者が回答する書面をいう。

- (5) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (6) 「特記仕様書」とは、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要要求を定める図書をいう。
- (7) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。また、詳細図作成を含む工事にあっては、契約図書及び監督官の指示に従って作成され、監督官が認めた詳細図の成果品を含むものとする。
- (8) 「標準仕様書等」とは、公共建築工事標準仕様書、同標準図、公共建築改修工事標準仕様書、防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）、防衛施設共通仕様書（燃料施設等機械設備工事編）及び有線・無線通信工事共通仕様書をいう。
- (9) 「仕様書」とは、標準仕様書等及び工事ごとに規定する特記仕様書をいう。
- (10) 「通知」とは、監督官が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面あるいは口頭で説明し知らせることをいう。
- (11) 「確認」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかを確かめ、受注者に対して認めることをいう。
- (12) 「調整」とは、設計図書に基づいて、工事目的物が具体化されていく段階で生じる種々の問題、関連工事等との取合いも含めて適切に処理し、工事の流れを円滑に保つことをいう。
- (13) 「記録」とは、工事における監督の経緯を明らかにしたものをする。
- (14) 「検査官」とは、工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28.3.31）に規定する工事検査官及び主任工事検査官をいう。
- (15) 「技術検査」とは、中間技術検査と完成技術検査に区分され、当該検査を所掌する担当課長が指定する者が工事の確認を行うことをいう。
- (16) 「同等品」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督官が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督官の承諾した品質をいう。
なお、試験機関の品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- (17) 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (18) 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
- (19) 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

4 特記仕様書の構成

特記仕様書の構成は、次の表を標準とする。

区分	項目	記載概要
第1 工事名 第2 工事場所 第3 工期 第4 工事概要		工事の名称 工事の施工場所 工事の始期日から終期日までの期間 工事の概要
第5 一般仕様	1 一般事項 2 基地等への立入り 3 施工図等 4 事業監理業務委託 5 施工確認等 6 工事現場管理 7 作業時間 8 提出書類等 9 その他の工事条件	本工事を実施する場合の特記仕様書等の位置付け 基地等への立入りのために必要な手続き等に関する事項 施工図等の作成に関する事項 事業監理業務を委託する場合の業務の内容等に関する事項 施工確認の実施内容等に関する事項 工事現場の管理に関する一般的な事項や特に必要な事項 作業時間や作業不能日等に関する事項 提出書類の名称、時期、書式、部数等に関する事項 難工事の指定や詳細図等作成など、特に指定する工事条件に関する事項建設機械の取扱い等や化学物質を発散する建築材料等に関する事項
第6 環境保全等		
第7 産業廃棄物の処理等		産業廃棄物の処理に関する事項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、リフラクトリーセラミックファイバーを含有する資機材の取扱い及び発生材の処理に関する事項
第8 工事仕様	1 共通工事仕様 2 電気工事仕様 3 機械工事仕様 4 通信工事仕様	設備工事に共通する工事の施工等に関する仕様 電気設備工事の施工等に関する仕様 機械設備工事の施工等に関する仕様 通信設備工事の施工等に関する仕様

5 特記仕様書の標準書式

特記仕様書は原則として、第1の4に示す構成により、様式1－1 特記仕様書記載例により作成する。また、設計変更の書式は、様式1－2 変更特記仕様書を標準として作成するものとする。

なお、特記仕様書の記載例を第3に示したので参考にされたい。

- (1) 用紙サイズ：A4
- (2) 書體：原則として、明朝体標準全角文字を使用するものとする。
ただし、数量、金額等については、半角文字を原則とする。

6 一般的な留意事項

本手引によって作成される特記仕様書は、標準仕様書等を補完し、発注工事固有の事項を定めるものである。

建設工事が請負工事として発注されて施工される場合、発注者と受注者は互いに契約条項に合意した上で、工事請負契約を結ぶことになるが、その際、発注者が受注者に要求する工事は、図面や仕様書によって表現される。については発注者が要求するもの、意図するところを主として形の面から図示するのが図面であり、その質や作業の方法などについて、詳細に取り決めたものが仕様書である。

したがって、仕様書は図面と共に契約書を補完するものであって、これに記載されている事項は、発注者がこのような形質のものを受け取りたいという意思の表明であり、発注者の単なる願望又は理想であってはならない。また、受注者によつて確実に実現できるものであり、実際に遵守されなければならない。

このような仕様書のあるべき姿から、具体的には次のような要件を記載する。

- (1) 手引書（マニュアル）的な性格のものではないこと。
守るべきことを記述し、いたずらに理想に走った記述をしない。
- (2) 明確な条件を示すこと。

設計図書に明示すべき施工条件等について（防整技第7187号。28.3.31）により、明示すべき施工条件等の項目及び事項については確実に記載するものとし、観念的な記述ではなく、定量的及び具体的に数字で示すような形をとるものとする。

なお、特記仕様書の用語は、特別なものを除き、標準仕様書等の用語を使用するものとする。

- (3) 請負契約の本質をゆがめないこと。

請負契約は、受注者が契約対象物を最良の方法と考える手段によって作り上げるのが本来の姿であるから、特に合理的理由がない限り、施工途中の過程についての制約は必要最小限とする。

- (4) 実現可能な条件とすること。

現実の施工体制で実現可能な制約を設けなければ実用にならず、極端な場合には片務的な契約を押しつけることにもなることから、条件の実現可能性についての配慮が必要である。

- (5) 工事仕様

標準仕様書等には、各工種のうち特記仕様書に工事仕様の規定を委任するも

のがあり、これらについて規定し、記載するものとする。また、同様に標準仕様書等にない工事の仕様についても規定し、記載するものとする。

(6) 工事仕様の留意事項

工事仕様は、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような方法又は条件で施工するかの基準となり、発注者、受注者相互の契約事項となるものである。特に、入札時においては、発注者の積算条件と入札者の積算条件が同じ条件でなければならず、工法の選択によっては相互の工事費が大幅に異なる場合もあり得る。したがって、特記仕様書に記載する工事仕様は、施工方法、施工条件、施工管理方法、品質管理方法等を明確かつ詳細に記載しなければならない。

(7) 標準仕様書等に規定のある工種の記載要領

標準仕様書等では、工事仕様の詳細を特記仕様書又は設計図書に記載することとしている工事仕様があり、これらを的確に判断し記載するものとする。

なお、工事仕様の詳細は、特記仕様書記載例を標準とするが、地方の地域特性及び工事特性を踏まえ、工事内容を的確に判断し、工事仕様の追加及び削除を行うものとする。

(8) 標準仕様書等に規定のない工種の記載要領

標準仕様書等に規定されていない工種の工事仕様については、次の項目を記載するものとする。

また、当省に限らず既発注工事の工事仕様を可能な限り調査し、公共機関、民間団体等の資料を参考としても構わない。

- ア 工種名
- イ 施工機械仕様及び施工方法
- ウ 使用材料
- エ 施工管理要領、品質管理要領、試験項目及び精度

(9) 材料仕様

材料仕様は、工事仕様と同様に、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような材料を使用するかの基準となり、発注者、受注者相互の契約事項となるものである。

また、積算する上で重要な仕様であって、材料の選択によっては工事費が大幅に増減することもある。特に特記仕様書に記載する材料及び機器仕様は、標準仕様書等に明記されていない各工事の材料、特殊機器等を記載することとなるので、使用する材料の規格及び品質並びに機器の規格及び性能を明確に記載する。

(10) 汎用品を使用する場合の記載上の留意事項

本工事に使用する材料の規格は、標準仕様書等に規定されており、すべての材料が J I S 又は同等品以上の品質を有しなければならないため、ここでは、規格の確認と証明の必要性を記載するものとする。

なお、本項目の主旨は材料の規格を J I S のみに制限する目的ではなく、安価で品質のよい材料を広く求めようとする目的で記載するものである。

(11) 特殊機器等を使用する場合の記載上の留意事項

特殊機器等を使用する場合は、積算価格を算定する上で、機器の製造者に見積依頼することが考えられるが、製造者名を記載することなく、機器の性能、主

要材料、規格、試験方法等を記載するものとする。

なお、製造者名を記載し、機器を特定しなければならない場合に限っては、図面においてのみ製造者名を記載することができるものとする。

想定されるケースは、次のような場合である。

- ア 既設設備システムの一部改修であり、既定製品との互換性が必要なため、既設設備システムの製造者名や製品番号等を記載する必要がある場合（自動制御設備や特殊消火設備などの改修工事の場合）
- イ 新技術等による製品又は工法であり、工事目的から他の製品等が認められない場合（試験施工等の場合）
- ウ 構成部品が多い製品で、製造者や製品番号等を指定しなければ、品質の確保に苦慮する製品を設置する場合（衛生陶器等を設置する場合）
- エ その他、事情がやむを得ないと認められる場合

(12) 材料名称等の使用

材料の固有名称である製品名は、製造者の指定となることから、原則として標準仕様書等、JIS等で使用している一般総称を使用するものとする。

(13) 環境保全等

- ア 排出ガス対策型建設機械を使用し、工事現場及びその周辺環境の保全を図るため、特記仕様書に排出ガス対策型建設機械を使用することを義務付ける記載をするものとする。
- イ 低騒音型・低振動型建設機械を使用し、工事現場周辺における騒音・振動等の建設公害を出来るだけ防止するよう、特記仕様書に低騒音型・低振動型建設機械を使用することを義務付ける記載をするものとする。
- ウ 化学物質を発散する建築材料等については、原則としてJIS及びJASのF☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通省大臣の認定を受けた材料等）を使用することを義務付ける記載をするものとする。

(14) 産業廃棄物の処理等

- ア 受注者は、使用する資材（材料および機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。
- イ 特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る必要があることから、規定事項を定め下記の項目を記載するものとする。

- (ア) 産業廃棄物の処理
- (イ) 建設工事に係る資材の再資源化等
- (ウ) リフラクトリーセラミックファイバー
- (エ) 発生材の処理

これらの条件を満足し、一般的に利用できる契約条件を選び出したものが標準仕様書等であり、工事の規模、現場の状況、施工の時期、地域の特殊性等の諸

条件の組合せにより、個々の現場に応じて規定すべき事項及び条件を明記したものが特記仕様書である。

以上のこと留意し、特記仕様書を作成しなければならない。

様式 1-1
(A4 縦)

特記仕様書

第1 工事名：

第2 工事場所：

第3 工期： 契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで
(指定部分工期) 工事については令和 年 月 日 まで

第4 工事概要： 建物名称、棟数、延面積、構造・階数、工事区分（新設、改修、増改修の別）構造体の分類、工事種目

第5 一般仕様：

- 1 一般事項
- 2 基地等への立入りのために必要な手続き及び基地等規則厳守の徹底
- 3 事業監理業務委託
- 4 施工図等
- 5 施工確認
- 6 工事現場管理
- 7 作業時間
- 8 提出書類等
- 9 その他工事条件

第6 環境保全等：

- 1 排出ガス対策型建設機械の取扱い
- 2 低騒音型・低振動型建設機械の取扱い
- 3 化学物質を発散する建築材料等

第7 産廃物の処理等：

- 1 産業廃棄物の処理
- 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連
- 3 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する資機材の取扱い
- 4 発生材の処理

第8 工事仕様：

- 1 共通工事仕様
- 2 電気工事仕様
- 3 機械工事仕様
- 4 通信工事仕様

様式 1-2
(A4 縦)

変更特記仕様書

第1 工事名：

第2 工事場所：

第3 工期

当初工期： 平成 年 月 日から令和 年 月 日まで
(指定部分工期) 工事については令和 年 月 日まで
変更工期： 平成 年 月 日から令和 年 月 日まで
(指定部分工期) 工事については令和 年 月 日まで

第4 工事概要： 建物名称、棟数、延面積、構造・階数、工事区分（新設、改修、増改修の別）構造体の分類、工事種目に係る変更事項

第5 一般仕様：

- 1 一般事項に係る変更事項
- 2 基地等への立入りのために必要な手続き及び基地等規則厳守の徹底に係る変更事項
- 3 事業監理業務委託に係る変更事項
- 4 施工図等に係る変更事項
- 5 施工確認に係る変更事項
- 6 工事現場管理に係る変更事項
- 7 作業時間に係る変更事項
- 8 提出書類等に係る変更事項
- 9 その他工事条件に係る変更事項

第6 環境保全等：

- 1 排出ガス対策型建設機械の取扱いに係る変更事項
- 2 低騒音型・低振動型建設機械の取扱いに係る変更事項
- 3 化学物質を発散する建築材料等に係る変更事項

第7 産廃物の処理等：

- 1 産業廃棄物の処理に係る変更事項
- 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連に係る変更事項
- 3 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する資機材の取扱いに係る変更事項
- 4 発生材の処理に係る変更事項

第8 工事仕様：

- 1 共通工事仕様に係る変更事項
- 2 電気工事仕様に係る変更事項

3 機械工事仕様に係る変更事項

4 通信工事仕様に係る変更事項

第9 その他： 特記なき事項については、原設計と同じとする。

第2 記載要領

1 工事名

工事名は、入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）に記載される工事名を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更を行った場合は、工事名の後に変更回数を記載するものとする。

2 工事場所

工事場所は、入札公告等に記載される工事場所を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

3 工期

工期は、入札公告等に記載される工期を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更において、工期の変更が生じた場合は、特記仕様書又は図面に当初工期と変更工期を併記するものとする。

工期内に指定部分の工期を設ける場合は、工期を記載した欄の下に指定部分工期として、指定する建物名、工期等を記載するものとする。

4 工事概要

工事概要は、番号、建物名称、工事区分（新設、改修、増改修、部分改修の別）、構造・階数、延べ面積、数量及び単位、構造体の分類及び工事種目を記載するものとする。また、工事の概要をまとめて記載するものであり、全ての工種名を簡素化して記載するものとする。

5 一般事項

特記仕様書と標準仕様書等との関係を規定し、特記仕様書が標準仕様書等の上位であることを明確に記載するものとする。また、工事施工中に特記仕様書及び標準仕様書等に明記されていない事項が発生した場合を考慮し、あらかじめ特記仕様書及び標準仕様書等に定めのない事項についての規定を、監督官との協議を基本として記載するものとする。

工事の実施に当たって、関係諸法令及び特記仕様書記載例の「第5 一般仕様」に掲げる基準類以外に遵守すべきものがある場合は、追記するものとする。

6 入門手続等

入門の手続は、自衛隊又は米軍の諸規定に従うものとし、手續に要する期間等を記載するものとする。

受注者が工事の施工に際し、自衛隊又は米軍の区域に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該区域を管理する部隊等の規則に基づき関係書類を提出の上、出入許可を受けた後に当該区域に立ち入るものとする。また、土砂等

の飛散により自衛隊又は米軍の運用、周辺住民の生活に影響が出ないよう、受注者に現場周辺等は常に清掃することを義務づけるものとする。

7 施工図等

施工図等の作成に当たっては、計画通知の副本等を確認した上で作成するものとする。

なお、計画通知の副本は、現場事務所に設計図書等とともに整理保管するものとする。

8 事業監理業務

工事監理業務又は防衛施設整備監理業務を建設コンサルタント等に委託して行う場合は、事業監理業務委託契約書について（防整施第6935号。28.3.31）及び建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について（防整技第7385号。28.4.1）により、その業務範囲等を記載するものとする。

9 施工確認

施工確認には、標準仕様書等に規定するもの以外で、指定部分工事の検査及び消防検査等の公共機関の検査が含まれ、監督官等の施工確認を要するものを規定し、記載するものとする。また、特に重要な施設で、その後の工事の工程や工事の品質に大きな影響を与える場合に必要となる確認事項を記載するものとする。

10 工事現場管理

一般仕様に記載する工事現場管理事項は、各工事の共通事項である安全管理事項を記載するものとする。安全管理事項は標準仕様書等と重複しているものがあるが、工事の安全に対する意識をより一層喚起する意味で、あえて記載するものとする。また、各工事において当該工事の工事内容、現場状況等を考慮し適切な現場管理事項を記載するものとする。

特に施工ミスが作業員の人命や運用中断に直結するおそれのある停電作業や火気の使用や溶接作業等を行う場合は、作業安全上の注意喚起事項を記載するものとする。

11 作業時間

工事期間中の作業不能日を規定し、受注者に休日を周知徹底させることを目的とするものとする。また、在日米軍基地内の工事では工事現場の作業時間は、かなりの規制を受ける場合があり、受注者に周知させる必要がある。在日米軍基地では米国祝日（軍休）の作業、平日の残業は許可制となるので工事着手前に監督官、在日米軍との調整が必要である。

積雪地等の工事現場においては冬期作業が不可能となるため、あらかじめ記載しなければならない。

なお、停電作業など夜間及び休日の作業が生じる可能性がある場合においては、その見込みを記載するものとする。

12 提出書類等

標準仕様書等では、完成図の提出について規定しているが、工事進行状況報告書の提出日、完成図の提出部数、組立保険等の加入期間、監督官用提出図面等については、規定されてないため特記仕様書に記載するものとする。また、工事請負代金額が500万円（消費税込み）以上の工事については、工事実績情報として工事カルテを作成し、登録を行うよう義務付ける。

13 その他の工事条件

本手引における一般仕様は、標準的な仕様を規定しており、諸条件の異なる工事の場合は、あらかじめその内容を一般仕様に下記の項目を記載するものとする。また、各地方の地域特有の工事条件又は特殊工事における工事条件は、各局において規定事項を定め一般仕様に記載するものとする。

- (1) 住宅瑕疵担保履行法
- (2) 低入札価格調査対象工事
- (3) 詳細図等作成
- (4) 工事の一時中止に係る計画の作成
- (5) 工事現場の迅速対応指針
- (6) 工事連絡会議の設置
- (7) 総価契約単価合意方式の試行
- (8) 契約後VE方式の試行
- (9) 見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行
- (10) 建設工事における週休2日制の試行
- (11) 情報共有システムの試行
- (12) 「快適トイレ」の試行

14 寄託品を取扱う場合の記載上の留意事項

寄託品（自衛隊等の物品管理官が管理する機械機器）は、契約書第16条により受注者に引渡すものであり、寄託品取扱い経費を算定する上でも、発注者と受注者相互の契約事項であることから、下記の事項を記載するものとする。

- (1) 寄託品の品名、数量、品質、引渡し場所及び引渡し時期
- (2) 寄託期間は、寄託品を設置する施設において、据付け又は調整が実施可能となる日を起点とし、工事完成又は完了予定日までの期間
- (3) 寄託期間中は寄託品（撤去後不要となるものを除く。）には保険を付する。

15 共通費実態調査

共通費の実態について継続的に把握する事により、工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的として、国土交通省からの依頼を受け、毎年度実施しているものであり、受注者に配布する調査票については、名年度送付している通知文書を参照するものとする。

現場説明書等特記仕様書以外の書面にて共通費実態調査を実施する旨が記載されている場合は、特記仕様書における本項目の記載の必要はない。

なお、津日の工事を除いて共通費実態様さの対象工事とする。

- (1) 設計業務を含む工事（標準図活用方式、設計施工一括方式等）
- (2) 主たる工事が土木工事である総合工事
- (3) 土木工事の工事内容が建物付帯工事でない総合工事
- (4) 燃料タンク、通信工事の寄託品据付調整工事等の特殊な工事
- (5) 既に調査票を提出した工事

第3 特記仕様書記載例

特記仕様書記載例は、記載の項目、順序及び様式の統一を図ることを目的としているため、記載内容は一般的な例を示しており、使用に当たっては、工事ごとに内容を確認し、適宜追加・修正するものとする。